

水産流通適正化法第 10 条に基づく適法漁獲等証明書の交付等に関する取扱要領
(令和 4 年 10 月 28 日付け 4 水漁第 922 号水産庁長官通知) の一部改正新旧対照表

(二重下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p data-bbox="233 456 1024 521">水産流通適正化法<u>第 13 条</u>に基づく適法漁獲等証明書の交付等に関する取扱要領</p> <p data-bbox="233 602 338 626">1. 趣旨</p> <p data-bbox="233 634 1024 984">本要領は、外国に特定第一種水産動植物等（<u>別紙 1</u>）を輸出する際に添付が義務付けられている適法漁獲等証明書について、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「法」という。）<u>第 13 条</u>及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号。以下「省令」という。）<u>第 35 条</u>の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。以下同じ。）が適法漁獲等証明書の交付申請等を行う際の取扱いを示すことを目的とする。</p> <p data-bbox="233 1065 716 1089">2. 適法漁獲等証明書の交付申請手続き</p> <p data-bbox="233 1097 1024 1305">(1) 外国に特定第一種水産動植物等を輸出しようとする特定第一種水産動植物等取扱事業者による法<u>第 13 条</u>第 2 項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、省令<u>第 35 条</u>第 1 項に掲げる事項について記載する<u>別紙 2</u>の様式の適法漁獲等証明書交付申請書に必要事項の記入を行い、(2) の各号に掲げる書類を添付した上で、4 の交付申請方法に従って適法</p>	<p data-bbox="1073 456 1864 521">水産流通適正化法<u>第 10 条</u>に基づく適法漁獲等証明書の交付等に関する取扱要領</p> <p data-bbox="1073 602 1178 626">1. 趣旨</p> <p data-bbox="1073 634 1864 984">本要領は、外国に特定第一種水産動植物等（<u>別紙 1</u>）を輸出する際に添付が義務付けられている適法漁獲等証明書について、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「法」という。）<u>第 10 条</u>及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号。以下「省令」という。）<u>第 24 条</u>の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。以下同じ。）が適法漁獲等証明書の交付申請等を行う際の取扱いを示すことを目的とする。</p> <p data-bbox="1073 1065 1556 1089">2. 適法漁獲等証明書の交付申請手続き</p> <p data-bbox="1073 1097 1864 1305">(1) 外国に特定第一種水産動植物等を輸出しようとする特定第一種水産動植物等取扱事業者による法<u>第 10 条</u>第 2 項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、省令<u>第 24 条</u>第 1 項に掲げる事項について記載する<u>別紙 2</u>の様式の適法漁獲等証明書交付申請書に必要事項の記入を行い、(2) の各号に掲げる書類を添付した上で、4 の交付申請方法に従って適法</p>

漁獲等証明書の交付申請を行うものとする。

※ (略)

(2) 適法漁獲等証明書の交付申請に必要な添付書類は、次のものとする。

- ① 交付申請の対象となる特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第6条第1項又は法第9条に規定する記録）の写し又は当該記録の内容を転記した書面（省令第35条第2項第1号）
- ② 交付申請の対象となる特定第一種水産動植物等の輸出に係る仕入書、包装明細書及び船荷証券又は航空運送状の写し（省令第35条第2項第2号）
- ③ 交付申請の対象となる特定第一種水産動植物等が加工品（冷凍加工のみを施したものを除く。）の場合にあっては、加工を行った者が当該特定第一種水産動植物等の加工内容（塩蔵、乾燥等）、加工前と加工後の重量、原材料とした特定第一種水産動植物等の漁獲番号又は荷口番号等を記録した書類の写し
- ④ その他水産庁の担当官が提出された適法漁獲等証明書交付申請書及び添付書類に記載された内容について法第2条第6項各号のいずれかの該当性を確認するため追加の書類を必要とする場合にあっては、当該書類（交付申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）

(3) (2)にかかわらず、同①、②に掲げる書類の一部を添付することができないことにつき省令第35条第3項の「農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるとき」とは次に掲げる場合とし、当該場合ごとに、当該書類に代えて

漁獲等証明書の交付申請を行うものとする。

※ (略)

(2) 適法漁獲等証明書の交付申請に必要な添付書類は、次のものとする。

- ① 交付申請の対象となる特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第6条第1項に規定する記録）の写し又は当該記録の内容を転記した書面（省令第24条第2項第1号）
- ② 交付申請の対象となる特定第一種水産動植物等の輸出に係る仕入書、包装明細書及び船荷証券又は航空運送状の写し（省令第24条第2項第2号）
(新設)
- ③ その他水産庁の担当官が提出された適法漁獲等証明書交付申請書及び添付書類に記載された内容について法第10条第1項各号のいずれかの該当性を確認するため追加の書類を必要とする場合にあっては、当該書類（交付申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）

(3) (2)にかかわらず、同①、②に掲げる書類の一部を添付することができないことにつき省令第24条第3項の「農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるとき」とは、船荷証券若しくは航空運送状の発行が輸出日当日になり

それぞれ次に定める書類を添付するものとする。

なお、別紙3を添付した申請者は、水産庁の担当官が必要と認めた場合、当該申請に係る特定第一種水産動植物等の漁獲番号又は荷口番号が確認できる書類を、当該担当官が指示する期限までに提出するものとする。また、別紙4を添付した申請者は、当該申請に係る船荷証券又は航空運送状の写しを、貨物通関後2週間以内に提出するものとする。

- ① 交付申請に係る貨物が少量のアワビ又はナマコ（生きて
いるもの、生鮮のもの又は冷蔵したものに限る。）であっ
て、複数の特定第一種水産動植物等取扱事業者間で譲渡し
又は引渡しがなされたものである場合 (2) ①の書類に
代えて別紙3
- ② 船荷証券又は航空運送状の発行が輸出日当日になり当該
書類の写しを交付申請書に添付することができない場合
(2) ②の書類に代えて別紙4

(4) (略)

3. 適法漁獲等証明書の再交付申請手続き

適法漁獲等証明書の交付を受けた者（以下「証明書受領者」という。）は、適法漁獲等証明書を亡失し、又は滅失したときは、法第13条第4項の規定に基づき、省令第35条第5項に掲げる事項について記載する別紙5の適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）様式に必要事項の記入を行い、4の交付申請方法

当該書類の写しを交付申請書に添付することができない場合
又は交付申請に係る貨物が少量のアワビ又はナマコ（生きて
いるもの、生鮮のもの又は冷蔵したものに限る。）であって、
複数の特定第一種水産動植物等取扱事業者間で譲渡し若しくは
引渡しがなされたものである場合とし、前者の場合は
(2) ②の書類に代えて別紙4の書類を、後者の場合は
(2) ①の書類に代えて別紙3の書類を、それぞれ添付する
ものとする。

なお、別紙4を添付した申請者は、当該申請に係る船荷証券又は航空運送状の写しを、貨物通関後2週間以内に提出するものとする。

(新設)

(新設)

(4) (略)

3. 適法漁獲等証明書の再交付申請手続き

適法漁獲等証明書の交付を受けた者（以下「証明書受領者」という。）は、適法漁獲等証明書を亡失し、又は滅失したときは、法第10条第4項の規定に基づき、省令第24条第4項に掲げる事項について記載する別紙5の適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）様式に必要事項の記入を行い、4の交付申請方法

に従って適法漁獲等証明書の再交付申請を行うものとする。

※ (略)

4. 水産庁への適法漁獲等証明書の交付申請方法

(1) 交付申請者は、原則として一元的な輸出証明書発給システム (<https://x-shinsei-i.maff.go.jp/exportweb/>) で交付申請を行うこととし、当該システムを利用できない場合にあっては、書面で交付申請を行うこととする。以下の連絡先を、書面での提出先及び適法漁獲等証明書の交付申請に係る連絡窓口とする。

(アワビ及びナマコ (その加工品を含む。) 並びにくろまぐろ (重量が 30 キログラム以上のもの))

水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室
水産流通適正化制度担当

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話：03-3502-8111 (代表) (内線 6682)
03-6744-0581 (直通)
E-mail:tekiseika_class1@maff.go.jp

(うなぎの稚魚 (全長 13 センチメートル以下のもの))

水産庁増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話：03-3502-8111 (代表) (内線 6825)

に従って適法漁獲等証明書の再交付申請を行うものとする。

※ (略)

4. 水産庁への適法漁獲等証明書の交付申請方法

(1) 交付申請者は、一元的な輸出証明書発給システム (<https://x-shinsei-i.maff.go.jp/exportweb/>) 又は書面で交付申請を行うこととする。以下の連絡先を、書面での提出先及び適法漁獲等証明書の交付申請に係る連絡窓口とする。

(アワビ及びナマコ (その加工品を含む。))

水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室
水産流通適正化制度担当

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話：03-3502-8111 (代表) (内線 6682)
03-6744-0581 (直通)
E-mail:tekiseika_class1@maff.go.jp

(うなぎの稚魚 (全長 13 センチメートル以下のもの))

水産庁増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話：03-3502-8111 (代表) (内線 6825)

03-3502-8489 (直通)

E-mail : tekiseika_unagi_class1@maff.go.jp

(2) ~ (4) (略)

6. 違反があった場合の措置

水産流通適正化法第13条第6項の規定に基づき、証明書受領者が同法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法に基づく処分に違反した場合には、その適法漁獲等証明書の効力を取り消される場合がある。

7. 立入検査等の実施

適法漁獲等証明書の交付等の法の施行に必要な限度において、法第32条第1項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくはこの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは特定第一種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは従業者その他の関係者に質問を行う場合がある。

(別紙1 : 特定第一種水産動植物等)

1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件(昭和62年大蔵省告示第94号。以下「大蔵省告示」という。)の輸出統

03-3502-8489 (直通)

E-mail : tekiseika_unagi_class1@maff.go.jp

(2) ~ (4) (略)

6. 違反があった場合の措置

水産流通適正化法第10条第6項の規定に基づき、証明書受領者が同法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法に基づく処分に違反した場合には、その適法漁獲等証明書の効力を取り消される場合がある。

7. 立入検査等の実施

適法漁獲等証明書の交付等の法の施行に必要な限度において、法第12条第1項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくはこの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは特定第一種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは従業者その他の関係者に質問を行う場合がある。

(別紙1 : 特定第一種水産動植物等)

1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件(昭和62年大蔵省告示第94号。以下「大蔵省告示」という。)の輸出統

計品目表第 0301・92 号、第 0301・94・200 号、第 0307・81 号及び第 0308・11 号の品目欄に掲げるもの並びに同表第 0302・35・200 号の品目欄に掲げるもの（ラウンド (RD)、えらはら抜き (GG 又は SD) 及びドレス (DR) に限る。)。

2 (略)

上記 1 及び 2 に掲げるもののうち、以下の輸出統計品目番号に該当するうなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のものをいう。）、アワビ、ナマコ、くろまぐろ（重量が 30 キログラム以上のもにに限る。）に係る品目のみが対象となる。

うなぎの稚魚 (略)

アワビ

輸出統計品目番号	品目
(略)	(略)
0508 00 900	非食用のアワビ加工品
<u>0511 91 000</u>	<u>非食用のアワビ加工品</u>
(略)	(略)

ナマコ (略)

くろまぐろ

輸出統計品目番号	品目
<u>0301 94 200</u>	<u>くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス) (活)</u>
<u>0302 35 200</u>	<u>くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス) (生鮮・冷蔵)</u>

計品目表第 0301・92 号、第 0307・81 号及び第 0308・11 号の品目欄に掲げるもの。

2 (略)

上記 1 及び 2 に掲げるもののうち、以下の輸出統計品目番号に該当するうなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のものをいう。）、アワビ、ナマコに係る品目のみが対象となる。

うなぎの稚魚 (略)

アワビ

輸出統計品目番号	品目
(略)	(略)
0508 00 900	非食用のアワビ加工品
(新設)	(新設)
(略)	(略)

ナマコ (略)

(新設)

※ 2026年 1月1日版輸出統計品目表に基づく。

(別紙2：適法漁獲等証明書交付申請書の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項に基づき、適法漁獲等証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする特定第一種第一号水産動植物等は、
 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと
 輸入水産動植物等
 養殖水産動植物等に該当します。

輸出をしようとする特定第一種第二号水産動植物等は、
 法第7条第1項又は第8条第1項の規定により伝達すべき事項を特定することができること
 輸入水産動植物等

※ 2025年 1月1日版輸出統計品目表に基づく。

(別紙2：適法漁獲等証明書交付申請書の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第2項に基づき、適法漁獲等証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする特定第一種水産動植物等は、
 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと
 輸入水産動植物等
 養殖水産動植物等に該当します。

養殖水産動植物等
に該当します。

(略) (略)

申請者（担当者）の氏名 _____
連絡先（電話番号、E-mail アドレス） _____

(別紙 3：取引記録の写しに代わる書類の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第
2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類につい
て

【取引記録の写しに代わる書類】

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(略) (略)

申請者（担当者）の氏名 _____
連絡先（電話番号、E-mail アドレス） _____

(別紙 3：取引記録の写しに代わる書類の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 10 条第
2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類につい
て

【取引記録の写しに代わる書類】

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項に基づく適法漁獲等証明書¹の交付申請に係る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第35条第2項第1号に掲げる書類の一部を添付できないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第3項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

弊社において、上記申請者に対し譲渡し又は引渡したアワビ（又はナマコ）については、いずれも特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく漁獲番号又は荷口番号が附番されたものであることを証明します。

年 月 日

（申請者へアワビ又はナマコを譲渡し又は引渡した特定第一種水産動植物等取扱事業者）

氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者又は責任者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第2項に基づく適法漁獲等証明書²の交付申請に係る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第24条第2項第1号に掲げる書類の一部を添付できないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第3項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

弊社において、上記申請者に対し譲渡し又は引渡したアワビ（又はナマコ）については、いずれも特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく漁獲番号又は荷口番号が附番されたものであることを証明します。

年 月 日

（申請者へアワビ又はナマコを譲渡し又は引渡した特定第一種水産動植物等取扱事業者）

氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者又は責任者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(別紙 4 : 船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類について

【船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類】

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____

住所 _____

代表者の氏名 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第 35 条第 2 項第 2 号に掲げる【船荷証券/航空運送状】の写しを添付することができないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第 3 項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

なお、本交付申請に係る【船荷証券/航空運送状】の写しは、本貨物通関後 2 週間以内に農林水産省に提出します。

(別紙 4 : 船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 10 条第 2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類について

【船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類】

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____

住所 _____

代表者の氏名 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 10 条第 2 項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第 24 条第 2 項第 2 号に掲げる【船荷証券/航空運送状】の写しを添付することができないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第 3 項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

なお、本交付申請に係る【船荷証券/航空運送状】の写しは、本貨物通関後 2 週間以内に農林水産省に提出します。

担当部署名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(通関業者連絡先)

事業者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(別紙5：適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条
第4項に基づき、以下の適法漁獲等証明書の再交付を受けたいの
で、次のとおり申請します。

担当部署名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(通関業者連絡先)

事業者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(別紙5：適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条
第4項に基づき、以下の適法漁獲等証明書の再交付を受けたいの
で、次のとおり申請します。

輸出をしようとする特定第一種第一号水産動植物等は、
 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと
 輸入水産動植物等
 養殖水産動植物等に該当します。

輸出をしようとする特定第一種第二号水産動植物等は
 法第7条第1項又は第8条第1項の規定により伝達すべき事項を特定することができること
 輸入水産動植物等
 養殖水産動植物等に該当します。

(略)	(略)
-----	-----

申請者（担当者）の氏名 _____
 連絡先（電話番号、E-mail アドレス） _____

輸出をしようとする特定第一種水産動植物等は、
 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと
 輸入水産動植物等
 養殖水産動植物等に該当します。

(略)	(略)
-----	-----

申請者（担当者）の氏名 _____
 連絡先（電話番号、E-mail アドレス） _____

附 則

- この通知は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）の施行の日（令和8年4月1日）から施行する。
- この通知の施行の日（以下「施行日」という。）以降において特定第一種水産動植物等の輸出を行おうとする者は、施行日の7日前の日から、この通知による改正後の水産流通適正化法第10条に基づく適法漁獲等証明書の交付等に関する取扱要領の規定の例により、適法漁獲等証明書の交付申請を行うことができる。
- この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。また、この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使

用することができる。